

短期入所生活介護施設重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-374-2590 (9:00~18:00)
担当 生活相談員 嶋村 淳 小池 聡美 坂下 玲奈
介護支援専門員 中野 純子

2. 特別養護老人ホーム 和光園の概要

(1) 名称・所在地等

事業所番号 1375000302
施設名称 特別養護老人ホーム和光園
所在地 東京都多摩市和田1532番地

(2) 施設の設備等の概要

定員 4名 (空床利用 5名)
居室、食堂、機能訓練室、医務室、静養室、相談室、談話室(喫茶コーナー)、売店、浴室(一般浴槽・機械浴槽)

(3) 職員配置

	常勤(兼務)	非常勤	計
施設長	1名	—	1名
副施設長	1名	—	1名
医師	1名	2名	3名
生活相談員	3名	—	2名
介護支援専門員	3名	—	3名
機能訓練員	2名	—	2名
看護師・准看護師	4名	5名	9名
介護職員	介護福祉士	35名	41名
	その他	4名	12名
管理栄養士・栄養士	3名	—	3名

3. サービス内容

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 施設サービス計画の作成 | (5) 生活相談 |
| (2) 食事 | (6) 健康管理 |
| (3) 入浴 | (7) 理美容サービス |
| (4) 機能訓練 | (8) 趣味活動 |
- 等

4. 利用料金（単位円）

（1）基本料金

①施設利用料金（1日あたりの目安料金）

	個室・多床室ともに			
	利用料	自己負担1割の方	自己負担2割の方	自己負担3割の方
要支援1	5886円	589円	1178円	1766円
要支援2	7213円	722円	1443円	2164円
要介護1	8062円	807円	1613円	2419円
要介護2	8899円	890円	1780円	2670円
要介護3	9781円	979円	1957円	2935円
要介護4	10618円	1062円	2124円	3186円
要介護5	11456円	1146円	2292円	3437円

※自己負担分は介護保険負担割合証に応じて利用料の1割・2割・3割となります。

※①は、基本利用料に機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ、介護職員等ベースアップ等支援加算を含みます。

※要支援のご利用者様につきましては看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲは含みません。

※療養食加算（医師の発行する食事箋に基づき提供された特別な場合）は1食あたり約10円の負担増になります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて自己負担額を変更します。

②食費と居住費

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,850円	1,300円	1,000円	600円	300円
居住費（多床室）	915円	430円	430円	430円	0円
居住費（個室）	1,231円	880円	880円	480円	380円

※ 介護保険負担限度額に該当される方は1段階から3段階それぞれの食費、居住費料金となります。

※ 食費内訳（朝食：450円 昼食：800円 夕食：600円）

③送迎費 片道につき 222円（介護保険適用時1割負担の場合） （送迎地域 → 多摩市全域及び日野市、府中市、八王子市の一部地域）

(2) その他の料金

介護保険外サービス費用については別表1. に定めた通りとする。

別表1. 介護保険外サービス費用（自費分）一覧表

項 目	内 容	料 金
理 美 容 代	理美容に関する費用	実 費
日 用 品 費	利用者の希望によって施設が提供する日用品費	実 費
買い物付添サービス	利用者の希望によって施設が提供する買い物付添サービスに係る費用	1回 500円
買い物代行サービス	利用者の希望によって施設が提供する買い物代行サービスに係る費用	1回 200円
ク ラ ブ 材 料 費	生花・茶道・書道・手芸・折紙等の材料費、お菓子代等	実費相当
行 事 食	バイキング等の通常のお食事以外の特別食	通常のお食事代に100円上乗せ
外出付添サービス	利用者の希望によって施設が提供する外出時等付添サービスに係る費用 ※勤務状況により対応できない場合もあり	30分 (1,000円～)
私物の電気代	利用者の電気製品持込による使用 (電気毛布・電気シーツ・温冷庫等)	1日 50円
テレビレンタル代	テレビの貸し出し（電気代含む）	1日 100円
嗜 好 品	食事以外で、希望されて個人別に楽しめる嗜好品(おやつ、栄養補助食品等)。	実 費
業者への委託する費用	クリーニング、食事の出前	実 費

(3) キャンセル料

入所前にご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記キャンセル料がかかります。

- ①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ②入所日の前日午後5時までにご連絡いただけない場合
⇒1日の利用料（※送迎費も含む）と入所日の食費（昼食料金¥750）と居住費

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・入所日に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になったとき。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ・また施設において感染症および集団感染が発症している場合は、ご予約を取り消して頂くことがあります。

(5) ご利用料の支払方法

ご利用料につきましては、ご利用月の翌月請求とさせていただきます。ご利用月の翌月に請求書を

発行させていただきますので、請求書に記載されております、お支払日までに以下のお支払方法にてお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

<銀行口座からの引き落とし>

ご登録いただきました銀行口座から指定日にご利用料金を引き落としさせていただきます。

5. サービス利用方法

(1) サービスの利用申し込み

電話等でお申し込みください。ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は利用日の2ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の契約は無効となります。

②自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- 利用者が他の介護保険施設に入所された場合。
- 利用者の要支援、要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- 利用者が死亡された場合。
- サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- 利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退所して頂く場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

法人の基本理念「和の精神と人間愛」、「人間の尊厳」に基づき、心豊かなゆとりのあるシニアライフの実現を共通目標とする。このため、利用者の充実した日常生活がはかれる場として、家庭的な雰囲気にはたれるホームづくりを目指す。特に、一人ひとりのニーズに的確に応える個別処遇をすすめていくことに努めていきます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 9時より 18 時まで面会簿に記帳の上可能
- ・外出 事前に書面にて届けていただき、許可の上可能
- ・飲酒、喫煙 利用者の体調等を勘案の上一定の場所で可能
- ・金銭、貴重品の管理 一定の条件にて施設代行
- ・所持品の持込 利用者占有スペース等の範囲にて可能
- ・施設外での受診 相談の上可能
- ・食べ物の持ち込みについては、フロアー職員に事前に必ず申し出てください。
- ・感染予防の為、風邪、インフルエンザなどに罹患されている方や、その他体調がすぐれない方の面会をご遠慮ください。
- ・携帯電話の破損、故障等については責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ペットの施設内への入園をご遠慮頂いております。

7. 秘密保持の厳守

- (1) 施設および職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

8. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者およびご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 緊急時の対応方法

- (1) 利用者にて容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。園内で対応困難な場合、救急車により搬送いたします。
- (2) 身元引受人またはご家族と連絡が取れない場合には、施設長判断でご利用者の安全を第一として救急対応または入院対応を行う場合がございます。

緊急連絡先

①	ふりがな 氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	(自宅) (携帯)

②	ふりがな 氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	(自宅) (携帯)

10. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 自動火災報知設備、有人による119番通報並びに避避難導、および和光園自衛消防隊による初期対応
- ・ 防災設備 スプリンクラー、非常警報設備（直接通報装置）、消火器屋内消火栓、避難器具
- ・ 防災訓練 毎月の防災訓練実施（一部地震対策含む）
- ・ 防火管理者 福祉課 野際 雄一

11. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設利用者相談・苦情担当
 担当 生活相談員 介護支援専門員
 電話 042-374-2590

- (2) その他
 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

多摩市 介護保険課
 電話 042-338-6901（直通）

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談担当窓口
 電話 03-6238-0177

12. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 大和会
代表者役職・氏名 理事長 湖山 泰成
本部所在地・電話番号 東京都多摩市和田1547番地
042-376-3555

施設等

特別養護老人ホーム（愛生苑・和光園）	2ヶ所
短期入所生活介護（愛生苑・和光園）	2ヶ所
ケアハウス（愛生苑）	1ヶ所
通所介護（和光園ケアセンター）	1ヶ所
訪問介護（和光園ケアセンター）	1ヶ所
認知症対応型通所介護事業（和光園ケアセンター）	1ヶ所
居宅介護支援（和光園ケアセンター）	1ヶ所
包括支援センター（多摩市西部地域包括支援センター）	1ヶ所
診療所（和光園）	1ヶ所
保育園（やまと保育園）	1ヶ所
多摩市立第二小学校学童クラブ	1ヶ所

令和 年 月 日

短期入所生活介護提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 東京都多摩市和田1532番地
名称 社会福祉法人 大和会
特別養護老人ホーム 和光園 印

説明者 相談員
氏名 印

契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

身元引受人 住所
氏名 印